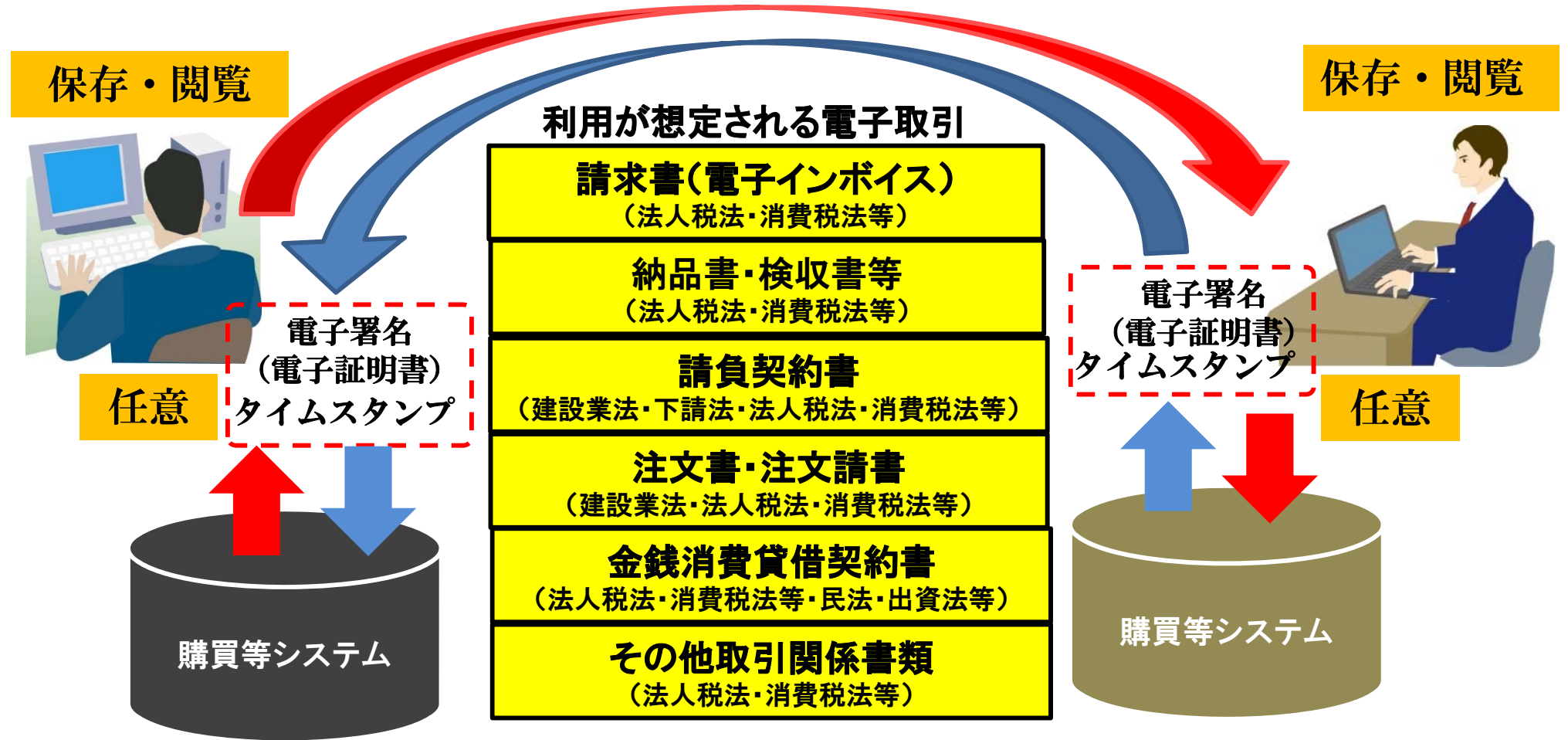


「電子インボイスとトラストサービスについて」 ～消費税インボイス制度への対応～

SKJ総合税理士事務所
所長・税理士 袖山 喜久造

電子帳簿保存法第10条 【電子取引に係るデータの保存義務規定】



保存要件(電子帳簿保存法施行規則8条1項)

- ・契約者双方の納税地等において整然な形式で明瞭な状態で出力できること
- ・タイムスタンプを付与し、7年間保存
(タイムスタンプ付与しない場合には、正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を定め運用)
- ・システム概要・操作説明書等の書類の備付け
- ・取引に係るデータの主要な項目で検索できること(日付・金額は範囲指定、その他項目の複合検索機能等)

取引書類の授受方法による保存義務規定 【請求書の発行形態による保存規定の違い】

保存義務規定：**法人税法施行規則59条1項3号**
・消費税法30条

電子保存するには⇒**税務署長の承認必要**
(法人税・所得税の納税義務者に限る)



請求書・紙出力し送付

紙で発行するか、
データを送付するか



請求書・データで送付

請求書

請求書控

保存義務規定：**電帳法10条・消費税法30条**
電子保存⇒義務付け(承認は不要)
(電帳法10条電子取引)

紙で受領した場合...
請求書原本を保存する
データで保存する場合にはスキャナ保存の承認が必要

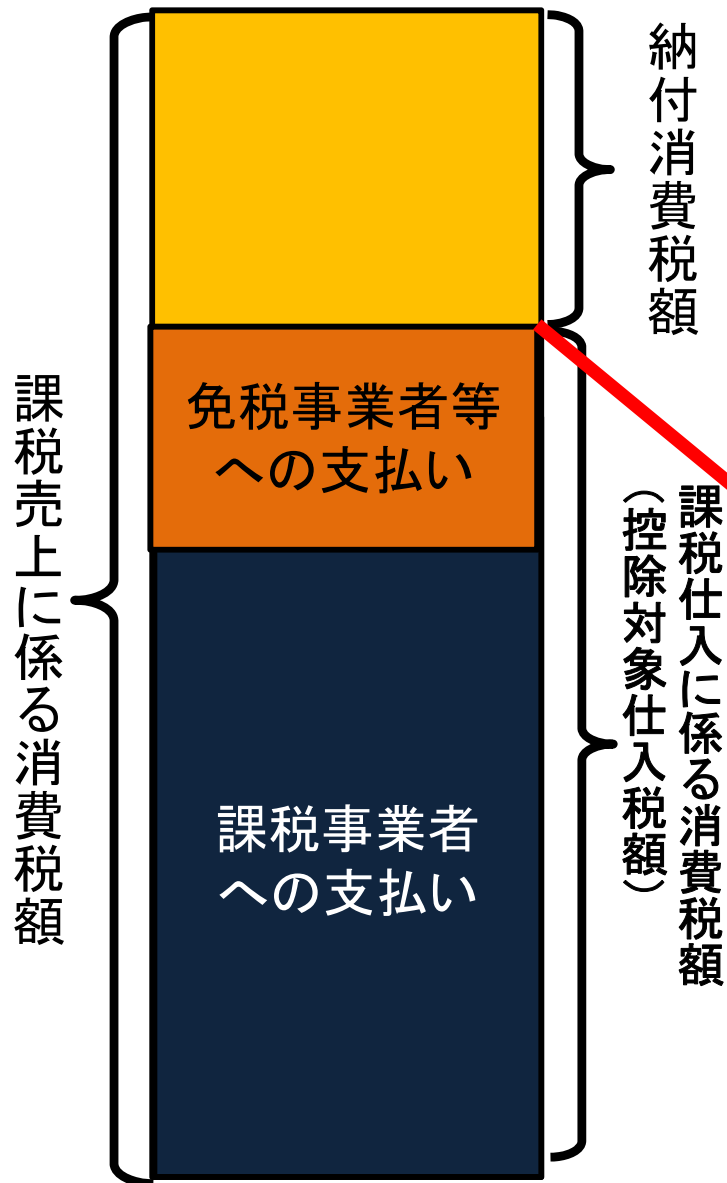
データで受領した場合...
受領したデータを保存する

紙で発行した場合...
控えのデータを紙出力し保存する
データで保存する場合には承認が必要

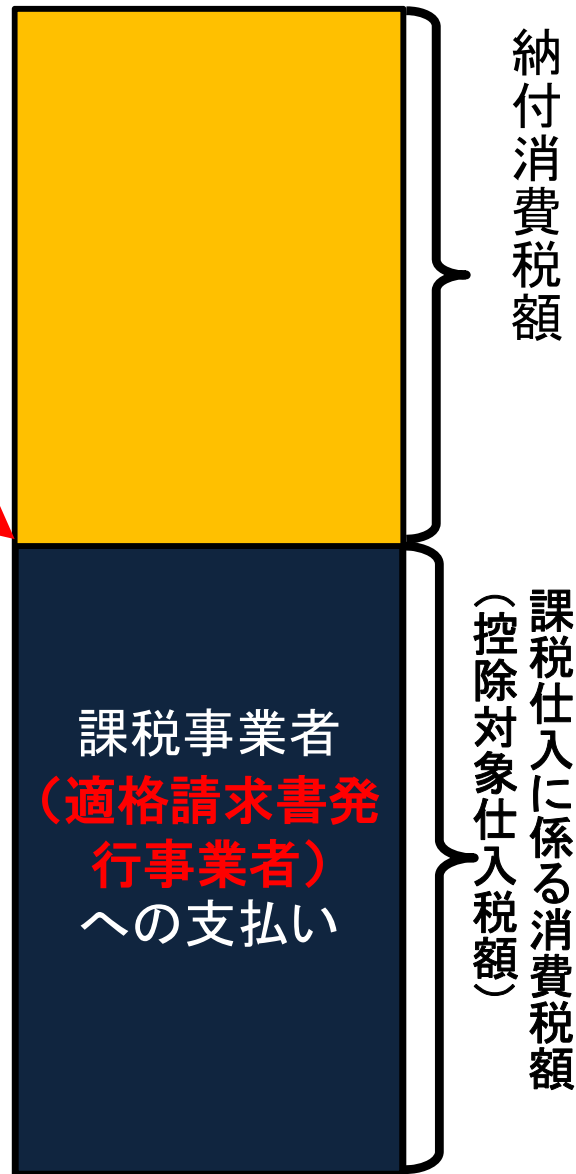
データで発行した場合...
送付したデータを保存する

新消費税法のインボイス制度の概要

【現行消費税法】



【新消費税法】



インボイス制度 仕入税額控除の要件

①帳簿へ所要事項の 記載と保存

- ・課税仕入れの相手方の氏名・名称
- ・課税仕入れを行った年月日
- ・課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象課税資産の譲渡等の場合にはその旨を記載)
- ・課税仕入れに係る支払対価の額

②適格請求書等の保存

- ・発行側の適格請求書等の控えの保存義務

適格請求書・適格簡易請求書・適格返還請求書の交付に当たっては、所要事項の記載が必要

適格請求書等の交付は書面のほか電磁的記録も容認

- ・受領側の適格請求書等の保存義務
適格請求書等の書面及び電磁的記録の保存義務

⇒電磁的記録で交付又は受領した適格請求書等については**電子帳簿保存法施行規則8条1項**の規定どおり保存

新消費税法・適格請求書等の保存規定(令和5年2023年10月1日～)

適格請求書等発行事業者
(消費税課税事業者)

適格請求書等受領事業者
(消費税課税事業者)

適格請求書等

適格請求書等

交付

受領

書面又は電磁的記録
(新消法30⑨・57の4⑥)

適格請求書等の
控への保存義務
(新消法57の4
①⑤⑥)

書面の交付
…法人印(角印)押印



電磁的記録の交付
…**法人印に代わる措置が必要**
⇒非改ざん性・完全性

適格請求書等の
保存義務
新消法30⑦⑨

電磁的記録の保存方法
電帳法施行規則8条1項
の規定により保存する
(新消費税法施行規則15条の5)

適格請求書発行
事業者登録簿の
確認業務

インボイス制度への対応

【現状の電子取引の実態とeシールの必要性】

現状の電子取引の実態と改善策

電子インボイス(請求書・納品書・領収書等) 法人税法・消費税法・電子帳簿保存法の対応要

【現状】

送受信側双方でデータ保存又は書面に出力し保存
多くは各事業者の社内規程によりデータの訂正削除
を防止(電子署名・タイムスタンプは任意)

【問題点】

改ざん防止措置がされていないケースが多い
2023年消費税インボイス制度導入後、事務負担増
(書類保存・適格請求書発行事業者確認事務等)

【改善策】

簡易な電子署名(eシール等)による非改ざん性確保
適格請求書発行事業者登録番号を属性として付与した
電子署名(eシール)を行う
⇒非改ざん性、事務負担減

電子インボイス以外の取引データ(参考)

電子契約(請負契約・注文書・注文請書) 建設業法19条・国交省ガイドラインの対応要

【現状】

認定・特定認証事業者の電子署名により対応

【問題点】

個人の電子証明書のため運用が困難

【改善策】

eシール(法人電子証明書等)により対応

- ✓電子取引に係るデータ保存については、電帳法10条(保存方法は電帳法施行規則8条1項)により保存義務規定あり
- ✓今後電子取引を増加させるためには、取引情報の種類に応じた「非改ざん性」や「データの完全性」を担保するトラストサービスが必要

インボイス制度への対応

【新消費税法・電子インボイスの利用促進と対応案】

現段階では、課税事業者の確認は、国税庁HPで各社で個別に確認することになっている

課税事業者
(ユーザー)

消費税会計処理

国税庁
適格請求書発行
事業者登録簿

課税事業者
購買等システム

仕訳情報

課税事業者
会計システム

適格請求書等発行事業者情報を属性として電子証明書に記載させる

対応案

登録番号等
情報付与

システムへ連携

eシール付
電子インボイス交付
(適格請求書等)

eシール用
電子証明書
発行事業者
(認証局)

eシール用
電子証明書

適格請求書等
発行事業者

電子インボイスのメリット

- ・ 適格請求書発行事業者等が発行した電子インボイスの真正性確保が可能
- ・ 証憑発行及び保存に係る事務負担を軽減
- ・ 確実なシステム連携が可能
- ・ 正確な仕入税額控除が実現

※参考

【電帳法における電子取引に係る電磁的記録の保存義務】

電帳法第10条

所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。



電子取引とは

取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう(電帳法第2条第6号)

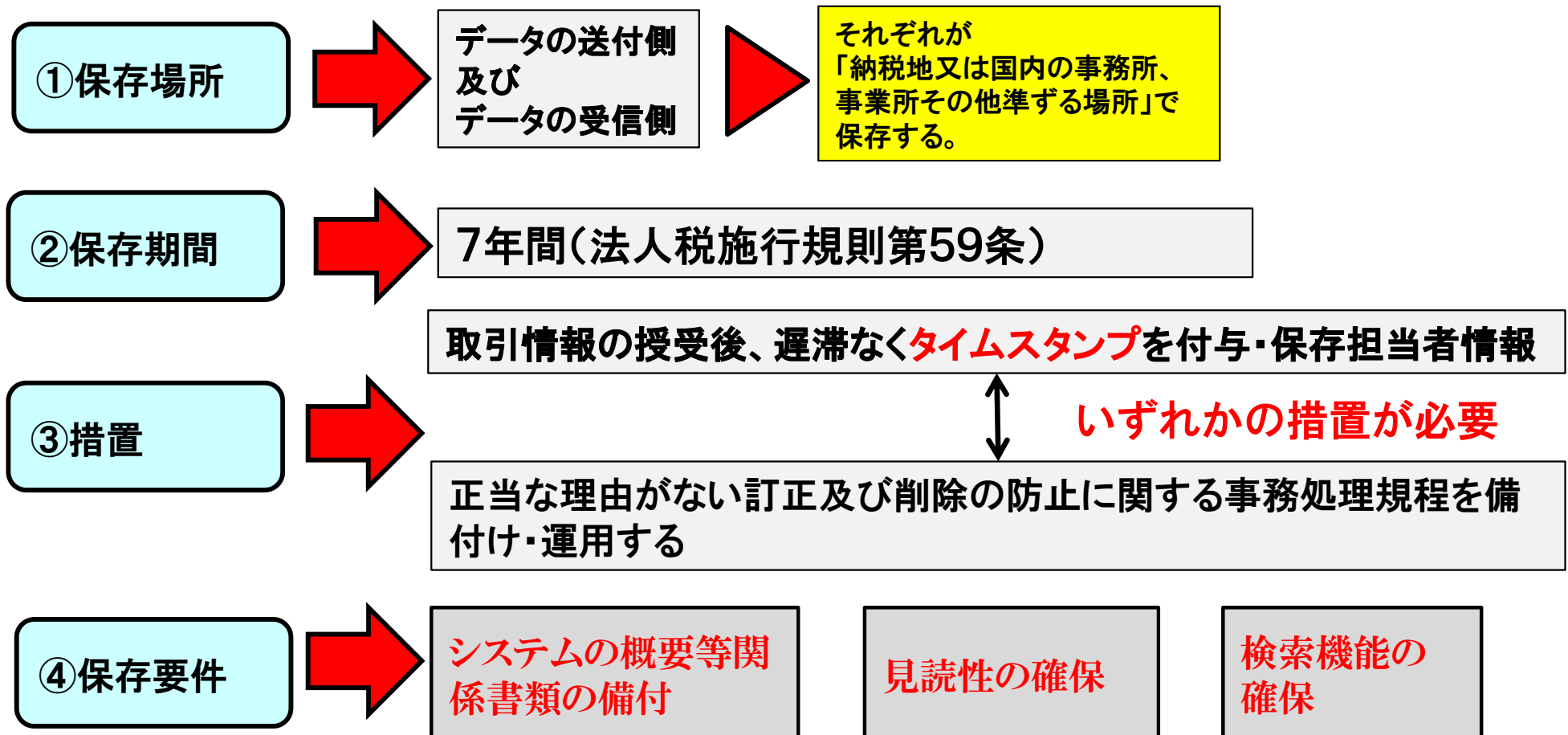
取引情報とは

取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収証、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。(電帳法第2条第6号)

※参考

【電帳法における電子取引に係る電磁的記録の保存方法】

法10条に規定する保存義務者は、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を、①保存すべき場所に、②保存すべきこととなる期間、③規則第8条第1項第1号(タイムスタンプ・保存担当者情報)又は第2号(訂正削除防止の規程)の措置を行い、④法第3条第1項第4号(見読性)及び第5項第5号において準用する同条第1項第3号イ(電子計算機処理システムの概要等)及び第5号(検索機能の確保)に掲げる要件に従って保存しなければならない。(電子帳簿保存法施行規則第8条第1項)



※参考

【電帳法で規定される検索機能の確保方法】

電帳法施行規則第8条第1項

～当該電子取引の電磁的記録を～第3条第1項第4号(見読性の確保)及び第5項第5号において準用する同条第1項第3号(関係書類の備付)及び第5号(検索要件の確保)に掲げる要件に従って保存しなければならない。

施行規則第3条第1項第5号(読み替え後)

- ・**国税関係帳簿**に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能を確保しておくこと。
 - イ **取引年月日、その他の日付、取引金額**その他の国税関係帳簿の種類に応じた**主要な記録項目**(以下この号において「記録項目」という。)を検索の条件として設定することができること。
 - ロ **日付け又は金額に係る記録項目**については、その**範囲を指定**して条件を設定することができること。
 - ハ **二以上の任意の記録項目を組み合わせて**条件を設定することができること。

日付及び金額は、任意の範囲で指定

2以上の記録項目を
組み合わせて条件設定

原則(取扱通達4-16)

―**課税期間ごと**の検索ができること

例外(取扱通達4-16解説)

―**課税期間の合理的な期間ごと**に検索ができること

【電子インボイスの主な検索項目】

- ・適格請求書発行事業者の名称
- ・適格請求書発行事業者の登録番号
- ・課税資産の譲渡等の金額(税抜き又は税込み)
- ・適格請求書発行先名称(適格簡易請求書を除く)
- ・その他主要な記載項目

※参考

【建設業法における請負契約書の電子契約の法整備状況】

建設業法

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

(中略)

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、**電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法**であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。



建設業法施行規則

第十三条の二 法第十九条第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(要約)

① 契約当事者双方において使用する電子計算機において通信回線を通じ送受信すること又は契約相手方において当該契約内容が閲覧ができデータが保存できること

② ①において書面への出力、改変防止措置がされていること

(ガイドライン)

①見読性の確保

契約内容をディスプレイ、書面に速やかにかつ整然と表示されること

②原本性の確保

公開鍵暗号方式により電子署名を行い、添付した電子証明書は特定認証機関等が認証していること。



SKJ総合税理士事務所

所長・税理士 袖山 喜久造

税理士 龍 真一郎 税理士 坂本 真一郎

千代田区神田淡路町1-3-1トーハン淡路町ビル4階

☎03-3525-4688(代表)

HP: <http://tax-wave.com/>